教員養成評価機構 東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号	会　長 田村哲夫 副会長 村松泰子 理　事 大原正行、小原芳明、北山禎介、永井多恵子、鷲山恭彦 事務局長 牧山助友 監　事 柳澤保徳、新谷喜之	専門職大学院のうち教職大学院及び学校教育分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	教員養成評価機構の定める「教職大学院評価基準」、「学校教育系専門職大学院評価基準」（平成二十一年十月制定）による	教員養成評価機構の定める「教職大学院評価基準」、「学校教育系専門職大学院等の認証評価に関する規程」（平成二十一年十月制定）による	教員養成評価機構の刊行物への掲載、インターネットの利用等による
一般社団法人日本技術者教育認定機構 東京都港区芝五丁目二十六番二十号	代表理事・会長 木村孟 代表理事・副会長 大中逸雄、有信睦弘 専務理事 青島泰之 理　事 長島昭、三木哲也、阿草清滋、工藤一彦、松瀬貢規、岸本喜久雄、山冨二郎、高木譲一、加藤信介、落合英俊、小島彰、田中忠次、谷垣昌敬、渡部終五、牛島和夫、篠田庄司、有山正孝、圓川隆夫、内藤健司、原島俊 監　事 山野井昭雄、工藤智規	専門職大学院のうち情報、創造技術、組込み技術、原子力の各分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	一般社団法人日本技術者教育認定機構の定める「産業技術系専門職大学院基準」（平成二十一年十月制定）による	一般社団法人日本技術者教育認定機構の定める「産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十一年十月制定）による	一般社団法人日本技術者教育認定機構の刊行物への掲載、インターネットの利用等による
		一研究科あたり三百十五万円	一専攻あたり三百六十七万五千円	五年以内ごと	五年以内ごと

○農林水産省告示第九百四十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定め、この告示の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、平成二十一年七月三日農林水産省告示第八百八十四号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・五二五を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・五二五を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点以下第四位を切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町古町字寺沢二五六六、二五七〇から二五七三まで、二五七五から二六〇四まで、二六一一から二六一三まで、二六一五から二六二一まで、二六二三の一から二六二三の四四まで、二六二四の一から二六二四の四三まで、二六二五から二六四一まで、二六四三から二六四五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺沢二五七一から二五七三まで、二五七五から二五八三まで、二五九四、二五九五、二五九八、二六〇二、二六一一、二六二〇、二六二一、二六二三の一、二六二三の一五から二六二三の二〇まで、二六二三の二三から二六二三の二七まで、二六二三の三三、二六二三の三五、二六二四の一から二六二四の三まで、二六二四の一〇から二六二四の三一まで、二六二四の四三、二六二五から二六三三まで、二六三八